

## 件 名

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則について

## 提出理由

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正に伴い、学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則について、埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき専決処理したので、同条第2項の規定により報告します。

## 概 要

### 1 専決処理した理由

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例が県議会令和7年2月定例会において成立し、規則の一部改正について緊急に処理する必要が生じ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがなかったため。

### 2 専決処理の状況

#### (1) 専決処理した規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

(2) 専決処理日

令和 7 年 3 月 2 7 日

(3) 規則の公布日

令和 7 年 3 月 2 8 日

## 根拠法令

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（昭和61年埼玉県教育委員会規則第13号）（抄）

（臨時代理等）

第4条 教育委員会の会議の議決により決裁しなければならない事項について、緊急に処理する必要があると認められる事務が生じ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがないときは、教育長は当該事務について臨時に代理し又は専決処理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理し又は専決処理したときは、次回の教育委員会の会議にその理由並びに当該事務の管理及び執行の状況を報告しなければならない。

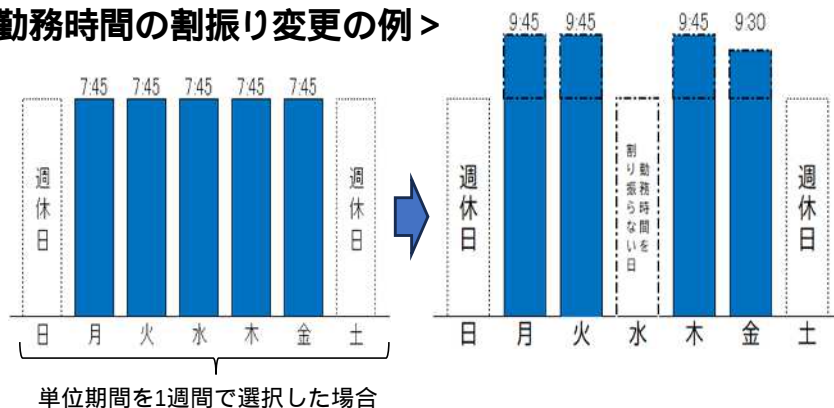
# 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則の概要

## 1 内 容

### (1) 学校職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度(フレックスタイム制)の拡充(条例改正に伴う改正)

- 学校職員の申告に基づく勤務時間の割り振り変更及び週休日のほかに勤務時間を割り振らない日の設定について、対象者の要件を廃止し、原則として全ての学校職員を対象とする。

#### <勤務時間の割り振り変更の例>



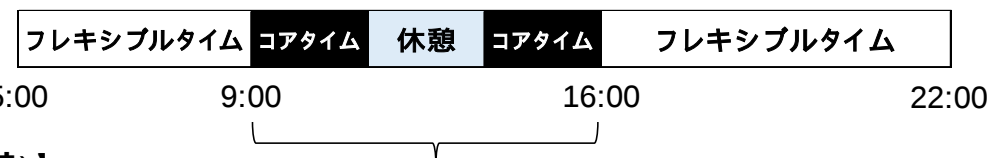
- 勤務時間、週休日の申告及び割り振りに係る基準、単位期間などを拡充する。

#### 【1日の最短勤務時間数】

- 2～4時間で教育委員会(各学校ごとに校長)が定める。
- 1週間につき1日については、2時間を下回ることが可  
(週休日のほかに勤務時間を割り振らない日を設定している場合を除く。)

#### 【コアタイム(全員が勤務しなければならない時間帯)】

- 2～4時間で教育委員会(各学校ごとに校長)が定める。  
(月曜日～金曜日の午前9時～午後4時の間に設定)



2～4時間で教育委員会(各学校ごとに校長)が定める。

#### 【フレキシブルタイム(勤務時間を割り振ることができる時間帯)】

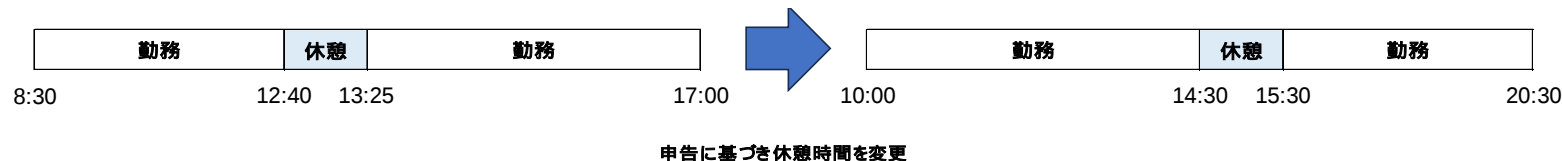
午前5時～午後10時

#### 【単位期間】

1週間、2週間、3週間又は4週間のうち、学校職員が選択する期間

## (2) 休憩時間の一斉付与の例外(条例改正に伴う改正)

- ・ 休憩時間を一斉に与えないことが校務の正常な運営を妨げないと認める場合に休憩時間を一斉に与えないことができ、その基準は県教育委員会が定めることを規定する。



## (3) 会計年度任用学校職員の休暇制度の拡充

- ・ 私傷病の病気休暇を1の年度のうち10日の範囲に限り有給の休暇とする。
- ・ 子の看護休暇の対象となる子の範囲を拡大する。  
小学校就学の始期に達するまでの子 → 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- ・ 子の看護休暇の取得事由を拡大する。  
取得事由に学校行事(入園(入学)式、卒業(卒園)式)、感染症に伴う学級閉鎖等を追加
- ・ 一部の特別休暇の取得要件を緩和する。  
特別休暇のうち、子の看護休暇、出生サポート休暇、出産補助休暇、男性職員の育児参加のための休暇、短期介護休暇の対象に、継続雇用期間6か月未満の会計年度任用学校職員を追加

## (4) その他規定の整備

- ・ 生活困窮者自立支援法及び地方公務員法の一部改正に伴う文言等の整理

## 2 施行期日

令和7年4月1日

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則 新旧対照表  
 第一条関係

(傍線の部分は、改正部分)

| 新                                  | 旧                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則                | 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 第一条・第二条 (略)                        | 第一条・第二条 (略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| (週休日及び勤務時間の割振りの基準等)<br><u>(削除)</u> | (週休日及び勤務時間の割振りの基準等)<br><u>第二条の二 条例第四条第一項ただし書の埼玉県教育委員会規則（以下「県教育委員会規則」という。）で定める者は、次に掲げる学校職員とする。</u><br><u>一 小学校就学の始期に達するまでの子又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子を養育する学校職員</u><br><u>二 次に掲げる者であって、負傷、疾病又は老齢により一週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものを介護する学校職員</u><br><u>イ 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）</u><br><u>ロ 父母</u><br><u>ハ 子</u><br><u>ニ 配偶者の父母</u><br><u>ホ 祖父母、孫及び兄弟姉妹</u><br><u>ヘ 次に掲げる者であって学校職員と同居しているもの</u><br><u>(1) 父母の配偶者</u><br><u>(2) 配偶者の父母の配偶者</u><br><u>(3) 子の配偶者</u><br><u>(4) 配偶者の子</u><br><u>三 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二条第一号に規定する障害者である学校職員のうち、同法第三十七条第二項に規定する対象障害者である学校職員その他勤務時間の割振りについて配慮を必要とする者として教育委員会（条例第二条第一号に掲げる学校職員については埼玉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）を、同条第二号に掲げる学校職員については市町村の教育委員会をいう。以下同じ。）が認める学校職員</u><br><u>四 不妊治療に係る通院等を行う学校職員</u> |

第二条の二 条例第四条第三項の規定により、週休日（同条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。）のほかに勤務時間を割り振らない日を設け、又は勤務時間を割り振る学校職員について、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日は、単位期間（第二条の六に規定する期間をいう。以下同じ。）をその初日から一週間ごとに区分した各期間（単位期間が一週間である場合にあっては、単位期間。第二条の四第一項第四号において「区分期間」という。）ごとにつき一日を限度とし、校務の正常な運営を妨げないと認める場合に限り設けることができるものとする。

2 前項の規定により週休日のほかに勤務時間を割り振らない日~~を設けることは、条例第四条第三項の規定による勤務時間の割振りに併せて行うこととする。~~

第二条の三 条例第四条第三項の埼玉県教育委員会規則（以下「県教育委員会規則」という。）で定める学校職員は、適切な校務運営を確保するため、同項の規定を適用しないこととする必要があるとして教育委員会（条例第二条第一号に掲げる学校職員については埼玉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）を、同条第二号に掲げる学校職員については市町村の教育委員会をいう。以下同じ。）が定める学校職員とする。

第二条の四 （略）

一 勤務時間は、一日につき二時間以上四時間以下の時間の範囲内で教育委員会が定める時間以上の時間とすること。ただし、学校職員の休日（条例第十条第一項に規定する学校職員の休日をいう。以下同じ。）その他県教育委員会の定める日（第四号において「休日等」という。）については、七時間四十五分（定年前三任用短時間勤務職員（条例第三条第三項に規定する定年前三任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（同条第四項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）にあっては、当該学校職員の単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における週休日以外の日の日数で除して得た時間）とすること。

二 月曜日から金曜日までの午前九時から午後四時までの時間のうち、休憩時間を除き、前号の規定により教育委員会が定める時間は、この項の基準により勤務時間を割り振る学校職員に共通する連続した勤務時間とすること。

2 条例第四条第一項ただし書の規定により、同条第三項の規定により勤務時間を割り振る学校職員について、日曜日及び土曜日に加えて設ける週休日（同条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。）は、単位期間（第二条の七に規定する期間をいう。以下同じ。）をその初日から一週間ごとに区分した各期間（単位期間が一週間である場合にあっては、単位期間。第二条の四第一項第四号において「区分期間」という。）ごとにつき一日を限度とし、校務の正常な運営を妨げないと認める場合に限り設けることができるものとする。

3 前項の規定により週休日を設けることは、条例第四条第三項の規定による勤務時間の割振りに併せて行うこととする。

第二条の三 条例第四条第三項の県教育委員会規則で定める学校職員は、適切な校務運営を確保するため、同項の規定を適用しないこととする必要があるとして教育委員会が定める学校職員とする。

第二条の四 （略）

一 勤務時間は、一日につき四時間三十分以上とすること。ただし、学校職員の休日（条例第十条第一項に規定する学校職員の休日をいう。以下同じ。）その他県教育委員会の定める日（第四号において「休日等」という。）については、七時間四十五分（定年前三任用短時間勤務職員（条例第三条第三項に規定する定年前三任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（同条第四項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）にあっては、当該学校職員の単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における条例第四条第一項の規定による週休日（第二条の二第二項の規定による週休日を除く。）以外の日の日数で除して得た時間）とすること。

二 月曜日から金曜日までの午前十時から午後三時十五分までの時間のうち、休憩時間を除く時間は、この項の基準により勤務時間を割り振る学校職員に共通する勤務時間とすること。

三 始業の時刻は午前五時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定すること。

四 勤務時間は、区分期間（第二条の二第一項の規定による週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日を含む区分期間を除く。）ごとにつき一日（休日等を除く。以下この号において「特例対象日」という。）については、第一号の規定にかかわらず、二時間未満とすることができるものとし、特例対象日については、第二号の規定は適用しないこと。

2 （略）

3 職務の特殊性その他の理由により、第一項第二号に定める勤務時間と異なる勤務時間を割り振ることで公務能率の向上が見込まれる場合 又は当該勤務時間を割り振ることが育児、介護等の事情により必要と認められる場合の勤務時間の割振りについては、第一項第二号に定める基準によらないことができるものとする。

第二条の五 条例第四条第三項の学校職員の申告は、前条に定める基準に適合するものでなければならない。

（削除）

2 教育委員会は、次の各号に掲げる前項の規定による申告（以下この条において単に「申告」という。）の区分に応じ、当該各号に定めるところにより勤務時間を割り振り、及び週休日 のほかに勤務時間を割り振らない日を設けるものとする。

一 （略）

二 第二条の二第一項及び前条第一項に定める基準に係る申告 当該申告を考慮して第二条の二第一項の基準による週休日のほかに勤務時間を割り振らない日を設け、及び勤務時間を割り振るものとする。この場合において、当該申告どおりに週休日 のほかに勤務時間を割り振らない日を設け、及び勤務時間を割り振ると校務の正常な運営を妨げると認める場合には、別に県教育委員会の定めるところにより週休日 のほかに勤務時間を割り振らない日を設け、及び勤務時間を割り振ることができるものとする。

三 始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定すること。

四 第二条の二第一項各号に掲げる学校職員の勤務時間は、区分期間（同条第二項の規定による週休日を含む区分期間を除く。）ごとにつき一日（休日等を除く。以下この号において「特例対象日」という。）については、第一号の規定にかかわらず、四時間三十分未満とすることができるものとし、特例対象日については、第二号の規定は適用しないこと。

2 （略）

3 職務の特殊性その他の理由により、第一項第二号に定める勤務時間と異なる勤務時間を割り振ることで公務能率の向上が見込まれる場合の勤務時間の割振りについては、第一項第二号に定める基準によらないことができるものとする。

第二条の五 条例第四条第三項の学校職員の申告は、前条 （第二条の二第一項各号に掲げる学校職員の申告にあつては、同条第二項及び前条）に定める基準に適合するものでなければならない。

2 教育委員会は、第二条の二第一項各号に掲げる学校職員による前項の規定による申告について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申告をした学校職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

3 教育委員会は、次の各号に掲げる第一項の規定による申告（以下この条において単に「申告」という。）の区分に応じ、当該各号に定めるところにより勤務時間を割り振り、及び週休日 を設けるものとする。

一 （略）

二 第二条の二第二項及び前条第一項に定める基準に係る申告 当該申告を考慮して第二条の二第二項の基準による週休日を設け、及び勤務時間を割り振るものとする。この場合において、当該申告どおりに週休日 を設け、及び勤務時間を割り振ると校務の正常な運営を妨げると認める場合には、別に県教育委員会の定めるところにより週休日を設け、及び勤務時間を割り振ることができるものとする。

3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による勤務時間の割振り及び週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日又はこの項の規定により変更された後の勤務時間の割振り及び週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日を変更することができる。

一 学校職員からあらかじめ前項の規定により割り振られた勤務時間及び設けられた週休日のほかに勤務時間を割り振らない日又はこの項の規定により変更された後の勤務時間の割振り及び週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日について変更の申告があった場合において、当該申告どおりに変更するとき。

二 前項の規定により勤務時間の割振りを行い、及び週休日のほかに勤務時間を割り振らない日を設け、又はこの項の規定により勤務時間の割振り及び週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日の変更を行った後に生じた事由により、前項の規定による勤務時間の割振り及び週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日又はこの項の規定による変更の後の勤務時間の割振り及び週休日~~のほかに設ける勤務時間を割り振らない日~~によると校務の正常な運営を妨げると認める場合において、別に県教育委員会の定めるところにより変更するとき。

(削除)

第二条の六 条例第四条第三項の県教育委員会規則で定める期間は、一週間、二週間、三週間又は四週間のうち学校職員が選択する期間とする。

4 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による勤務時間の割振り及び週休日又はこの項の規定により変更された後の勤務時間の割振り及び週休日を変更することができる。

一 学校職員からあらかじめ前項の規定により割り振られた勤務時間の始業若しくは終業の時刻及び設けられた週休日又はこの項の規定により変更された後の勤務時間の始業若しくは終業の時刻及び週休日について変更の申告があった場合において、当該申告どおりに変更するとき。

二 前項の規定により勤務時間の割振りを行い、及び週休日を設け、又はこの項の規定により勤務時間の割振り及び週休日の変更を行った後に生じた事由により、前項の規定による勤務時間の割振り及び週休日又はこの項の規定による変更の後の勤務時間の割振り及び週休日によると校務の正常な運営を妨げると認める場合において、別に県教育委員会の定めるところにより変更するとき。

第二条の六 前条第三項第二号の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた学校職員は、第二条の二第一項各号に掲げる学校職員に該当しないこととなった場合には、遅滞なく、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

3 前条第三項第二号の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた学校職員が、単位期間の中途において第二条の二第一項各号に掲げる学校職員に該当しないこととなった場合における当該単位期間の末日までの間の週休日及び勤務時間の割振りについては、引き続き、その該当しないこととなった直前に当該単位期間について設けられた週休日及び割り振られた勤務時間によることができるものとする。

第二条の七 条例第四条第三項の県教育委員会規則で定める期間は、四週間（四週間では適正に勤務時間の割振りを行うことができない場合として県教育委員会が人事委員会と協議して定める場合にあっては、県教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、一週間、二週間又は三週

(特別の形態によって勤務する必要のある学校職員の週休日及び勤務時間割振りの基準)

第三条 教育委員会は、条例第五条第二項本文の定めるところに従い週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日(条例第六条第一項に規定する勤務日をいう。以下同じ。)が引き続き十二日を超えないようにし、かつ、一回の勤務に割り振られる勤務時間が十六時間を超えないようにしなければならない。(略)

(週休日の振替等)

第四条 条例第六条第一項(同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の県教育委員会規則で定める期間は、同条第一項の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする四週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする十六週間後の日までの期間とする。

2 教育委員会は、週休日等の振替(条例第六条第一項の規定に基づき勤務日を週休日又は週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。)又は四時間の勤務時間の割振り変更(条例第六条第一項の規定に基づき勤務日(四時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。))のうち四時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条及び第十条第三項第一号において同じ。)を行う場合には、週休日等の振替又は四時間の勤務時間の割振り変更(以下「週休日等の振替等」という。)を行った後において、週休日が毎四週間につき四日以上となるようにし、かつ、勤務日等(条例第四条第二項若しくは第三項、第五条又は第六条第一項の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。))が引き続き二十四日を超えないようにしなければならない。

間)とする。ただし、第二条の二第一項各号に掲げる学校職員に係る条例第四条第一項ただし書の規定に基づく週休日及び同条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、一週間、二週間、三週間又は四週間のうち学校職員が選択する期間とする。

(特別の形態によって勤務する必要のある学校職員の週休日及び勤務時間割振りの基準)

第三条 教育委員会は、条例第五条第二項本文の定めるところに従い週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日(条例第六条に規定する勤務日をいう。以下同じ。)が引き続き十二日を超えないようにし、かつ、一回の勤務に割り振られる勤務時間が十六時間を超えないようにしなければならない。

(週休日の振替等)

第四条 条例第六条の県教育委員会規則で定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする四週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする十六週間後の日までの期間とする。

2 教育委員会は、週休日の振替(条例第六条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。)又は四時間の勤務時間の割振り変更(同条の規定に基づき勤務日(四時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。))のうち四時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を条例第六条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条及び第十条第三項第一号において同じ。)を行う場合には、週休日の振替又は四時間の勤務時間の割振り変更(以下「週休日の振替等」という。)を行った後において、週休日が毎四週間につき四日以上となるようにし、かつ、勤務日等(条例第四条第二項若しくは第三項、第五条又は第六条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。))が引き続き二十四日を超えないようにしなければならない。

### 3 (略)

(休憩時間の一斉付与の例外)

第四条の二 教育委員会は、休憩時間を一斉に与えないことが、校務の正常な運営を妨げないと認める場合には、条例第七条第二項の定めるところにより休憩時間を一斉に与えないことができる。

### 2 前項の規定に関し必要な事項は、県教育委員会が定める。

(週休日及び勤務時間の割振り等の明示)

第五条 教育委員会は、条例第四条第一項ただし書の規定により週休日を設け、同条第二項の規定により勤務時間を割り振り、条例第五条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、又は条例第七条の規定により休憩時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。

2 教育委員会は、条例第四条第三項の規定により週休日のほかに勤務時間を割り振らない日を設け、及び勤務時間を割り振り、又は週休日等の振替等を行った場合には、学校職員に対して速やかにその内容を通知するものとする。

### 第五条の二～第九条 (略)

(年次休暇の単位)

第十条 週休日、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日、条例第九条の二第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等（以下「時間外勤務代休時間全指定日」という。）、学校職員の休日又は学校職員の休日の代休をはさんで年次休暇を受けた場合は、当該週休日、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日、時間外勤務代休時間全指定日、学校職員の休日及び学校職員の休日の代休は年次休暇として取り扱わない。

### 2～6 (略)

(病気休暇)

第十一条 条例第十四条の県教育委員会規則で定める日は、第三項第一号及

### 3 (略)

(休憩時間の一斉付与の例外)

第四条の二 教育委員会は、条例第七条第二項の定めるところに従い、休憩時間を一斉に与えないこととする場合には、あらかじめ、休憩時間を一斉に与えないこととする学校職員の範囲及び当該学校職員に対する休憩時間の与え方について明示するものとする。

(新設)

(週休日及び勤務時間の割振り等の明示)

第五条 教育委員会は、条例第四条第一項ただし書の規定により週休日を設け（次項に規定する場合を除く。）、同条第二項の規定により勤務時間を割り振り、条例第五条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、又は条例第七条の規定により休憩時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。

2 教育委員会は、条例第四条第一項ただし書の規定により週休日を設け（同条第三項の規定により勤務時間を割り振る学校職員に係る場合に限り。）、同条第三項の規定により勤務時間を割り振り、又は週休日の振替等を行った場合には、学校職員に対して速やかにその内容を通知するものとする。

### 第五条の二～第九条 (略)

(年次休暇の単位)

第十条 週休日、条例第九条の二第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等（以下「時間外勤務代休時間全指定日」という。）、学校職員の休日又は学校職員の休日の代休をはさんで年次休暇を受けた場合は、当該週休日、時間外勤務代休時間全指定日、学校職員の休日及び学校職員の休日の代休は年次休暇として取り扱わない。

### 2～6 (略)

(病気休暇)

第十一条 条例第十四条の県教育委員会規則で定める日は、第三項第一号及

び第三号に掲げる場合における病気休暇を使用した日並びに当該病気休暇に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の週休日、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日、時間外勤務代休時間全指定日、学校職員の休日、学校職員の代休その他の病気休暇の日以外の勤務しない日（以下この条において「除外日」という。）とする。

2・3 （略）

4 療養期間中の週休日、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日、時間外勤務代休時間全指定日、学校職員の休日、学校職員の代休その他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、条例第十四条本文並びに第二項、前項第四号及び第五号の規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。

5 （略）

（特別休暇）

第十二条 （略）

一～二十四 （略）

二十五 （略）

イ・ロ （略）

ハ 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第七条第二項 の子どもの学習・生活支援事業に関連する活動

ニ・ホ （略）

2・3 （略）

（組合休暇）

第十三条 （略）

2 週休日、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日、時間外勤務代休時間全指定日、学校職員の休日又は学校職員の休日の代休をはさんで組合休暇を受けた場合は、当該週休日、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日、時間外勤務代休時間全指定日、学校職員の休日及び学校職員の休日の代休は組合休暇として取り扱わない。

3・4 （略）

第十四条～第十八条 （略）

（特別休暇及び介護休暇の期間の計算）

第十九条 特別休暇（第十二条第一項第四号、第十二号及び第十七号（育児

び第三号に掲げる場合における病気休暇を使用した日並びに当該病気休暇に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の週休日、時間外勤務代休時間全指定日、学校職員の休日、学校職員の代休その他の病気休暇の日以外の勤務しない日（以下この条において「除外日」という。）とする。

2・3 （略）

4 療養期間中の週休日、時間外勤務代休時間全指定日、学校職員の休日、学校職員の代休その他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、条例第十四条本文並びに第二項、前項第四号及び第五号の規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。

5 （略）

（特別休暇）

第十二条 （略）

一～二十四 （略）

二十五 （略）

イ・ロ （略）

ハ 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第七条第二項 第二号に掲げる事業に関連する活動

ニ・ホ （略）

2・3 （略）

（組合休暇）

第十三条 （略）

2 週休日、時間外勤務代休時間全指定日、学校職員の休日又は学校職員の休日の代休をはさんで組合休暇を受けた場合は、当該週休日、時間外勤務代休時間全指定日、学校職員の休日及び学校職員の休日の代休は組合休暇として取り扱わない。

3・4 （略）

第十四条～第十八条 （略）

（特別休暇及び介護休暇の期間の計算）

第十九条 特別休暇（第十二条第一項第四号、第十二号及び第十七号（育児

短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、第十二号）に規定するものを除く。）及び介護休暇の期間の計算については、その期間中に週休日、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日、時間外勤務代休時間全指定日、学校職員の休日及び学校職員の休日の代休を含むものとする。

第二十条・第二十一条 （略）

第二十二条 （略）

2 （略）

一 （略）

二 前号に定める以外の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇 一の年度のうち十日の範囲内の期間

三～十四 （略）

3 （略）

一 前項第一号に定める以外の負傷又は疾病に係る療養のための休暇のうち、一の年度において通算して十日を超えて療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇 一の年度において連続して九十日を超えない期間（ただし、前項第二号に定める期間に引き続いて取得する場合には、九十日から当該期間において取得した休暇の日数を除いた日数の範囲内の期間）

二～四 （略）

五 九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する非常勤の学校職員が、次に掲げる場合において、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇 一の年度において五日（九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が二人以上の場合にあっては、十日）の範囲内の期間

イ その子の看護を行う場合

ロ その子が在籍する学校等が実施する行事に出席する場合

ハ その子が在籍する学校等の全部又は一部が感染症の予防上必要があることにより臨時に休業となることその他これに準ずる事由により、その子の世話を行う必要がある場合

六～十 （略）

4・5 （略）

短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、第十二号）に規定するものを除く。）及び介護休暇の期間の計算については、その期間中に週休日、時間外勤務代休時間全指定日、学校職員の休日及び学校職員の休日の代休を含むものとする。

第二十条・第二十一条 （略）

第二十二条 （略）

2 （略）

一 （略）

（新設）

二～十三 （略）

3 （略）

一 前項第一号に定める以外の負傷又は疾病に係る療養のための休暇 一の年度において連続して九十日を超えない期間

二～四 （略）

五 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する非常勤の学校職員が、当該子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇 一の年度において五日（小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあっては、十日）の範囲内の期間

六～十 （略）

4・5 （略）

6 第二項第十二号、第十三号及び第十四号並びに第三項第五号及び第六号の休暇は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤の学校職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤の学校職員で一年度の所定勤務日数が百二十一日以上であるものに限り、取得することができる。

7 第十一条第二項、第三項第四号及び第五号、第四項並びに第五項ただし書の規定は、第二項第二号及び第三項第一号の休暇について準用する。ただし、第十一条第三項第四号及び第五号の規定は、次項に規定する場合には、準用しない。

8～12 （略）

第二十三条・第二十四条 （略）

6 第二項第十一号、第十二号及び第十三号並びに第三項第五号及び第六号の休暇は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤の学校職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤の学校職員で一年度の所定勤務日数が百二十一日以上であるものであつて、六月以上の任期が定められているもの又は六月以上継続勤務しているものに限り、取得することができる。

7 第十一条第二項、第三項第四号及び第五号、第四項並びに第五項ただし書の規定は、第三項第一号の休暇について準用する。ただし、第十一条第三項第四号及び第五号の規定は、次項に規定する場合には、準用しない。

8～12 （略）

第二十三条・第二十四条 （略）

第二条関係

(傍線の部分は、改正部分)

| 新                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 旧                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（令和五年教育委員会規則第十九号）</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 暫定再任用（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下この項及び次項において「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法<u>附則第九条第二項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法<u>附則第九条第二項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用することをいう。）後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者とみなして、この規則による改正後の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「新規則」という。）第八条の二の規定を適用する。</p> <p>3 暫定再任用職員（令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法<u>附則第九条第二項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法<u>附則第九条第二項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された学校職員をいう。次項において同じ。）は、新規則第二条の四第一項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、新規則第八条の三第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第四項の規定を適用する。</p> <p>4 (略)</p> | <p>学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（令和五年教育委員会規則第十九号）</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 暫定再任用（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下この項及び次項において「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法<u>附則第九条第三項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法<u>附則第九条第三項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用することをいう。）後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者とみなして、この規則による改正後の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「新規則」という。）第八条の二の規定を適用する。</p> <p>3 暫定再任用職員（令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法<u>附則第九条第三項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法<u>附則第九条第三項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された学校職員をいう。次項において同じ。）は、新規則第二条の四第一項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、新規則第八条の三第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第四項の規定を適用する。</p> <p>4 (略)</p> |

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第一条 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中第一項を削り、同条第二項中「第四条第一項ただし書」を「第四条第三項」に、「同条第三項の規定により」を「週休日（同条第一項に規定する週休日という。以下同じ。）のほか勤務時間を割り振らない日を設け、又は」に、「日曜日及び土曜日に加えて設ける週休日（同条第一項に規定する週休日という。以下同じ。）」を「週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」に、「第二条の七」を「第二条の六」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「週休日」の下に「のほかに勤務時間を割り振らない日」を加え、同項を同条第二項とする。

第二条の三中「県教育委員会規則」を「埼玉県教育委員会規則（以下「県教育委員会規則」という。）」に改め、「として教育委員会」の下に「（条例第二条第一号に掲げる学校職員については埼玉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）を、同条第二号に掲げる学校職員については市町村の教育委員会をいう。以下同じ。）」を加える。

第二条の四第一項第一号中「四時間三十分以上」を「二時間以上四時間以下の時間の範囲内で教育委員会が定める時間以上の時間」に改め、「条例第三条第一項の規定による」及び「（第二条の二第二項の規定による週休日を除く。）」を削り、同項第二号中「午前十時から午後三時十五分まで」を「午前九時から午後四時まで」に、「除く」を「除き、前号の規定により教育委員会が定める」に改め、「共通する」の下に「連続した」を加え、同項第三号中「午前七時」を「午前五時」に改め、同項第四号中「第二条の二第一項各号に掲げる学校職員の」を削り、「同条第二項」を「第二条の二第一項」に改め、「週休日」の下に「のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加え、「四時間三十分」を「二時間」に改め、同条第三項中「場合」の下に「又は当該勤務時間を割り振ることが育児、介護等の事情により必要と認められる場合」を加える。

第二条の五第一項中「（第二条の二第一項各号に掲げる学校職員の申告にあつては、同条第二項及び前条）」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の」に改め、「週休日」の下に「のほかに勤務時間を割り振らない日」を加え、同項第二号中「第二条の二第二項」を「第二条の二第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「割振り及び週休日」の下に「のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加え、同項第一号中「の始業若しくは終

業の時刻及び設けられた週休日」を「及び設けられた週休日のほかに勤務時間を割り振らない日」に、「始業若しくは終業の時刻及び週休日」を「割り振り及び週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」に改め、同項第二号中「、及び週休日」の下に「のほかに勤務時間を割り振らない日」を加え、同項を同条第三項とする。

第二条の六を削る。

第二条の七中「、四週間（四週間では適正に勤務時間の割振りを行うことができない場合として県教育委員会が人事委員会と協議して定める場合にあつては、県教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、一週間、二週間又は三週間）とする。ただし、第二条の二第一項各号に掲げる学校職員に係る条例第四条第一項ただし書の規定に基づく週休日及び同条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りについては」を削り、同条を第二条の六とする。

第三条中「第六条」を「第六条第一項」に改める。

第四条第一項中「第六条」を「第六条第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」に、「同条」を「同条第一項」に改め、同条第二項中「週休日の」を「週休日等の」に、「（条例第六条」を「（条例第六条第一項」に改め、「を週休日」の下に「又は週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加え、「を同条」を「を同項」に、「（同条」を「（条例第六条第一項」に、「を条例第六条」を「を同項」に、「又は第六条」を「又は第六条第一項」に改める。

第四条の二第一項中「、条例第七条第二項の定めるところに従い」を削り、「とする場合には、あらかじめ、」を「が、校務の正常な運営を妨げないと認める場合には、条例第七条第二項の定めるところにより」に、「とする学校職員の範囲及び当該学校職員に対する休憩時間の与え方について明示するものとする」を「ができる」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定に関し必要な事項は、県教育委員会が定める。

第五条第一項中「（次項に規定する場合を除く。）」を削り、同条第二項中「第四条第一項ただし書」を「第四条第三項」に改め、「週休日」の下に「のほかに勤務時間を割り振らない日」を加え、「（同条第三項の規定により勤務時間を割り振る学校職員に係る場合に限る。）」、同条第三項の規定により「を」「及び」に、「又は週休日」を「又は週休日等」に改める。

第十条第一項、第十一条第一項及び第四項中「週休日」の下に「、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加える。

第十二条第一項第二十五号ハ中「第二号に掲げる事業」を「の子どもの学習・

生活支援事業」に改める。

第十三条第二項及び第十九条中「週休日」の下に「、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加える。

第二十二条第二項第中十三号を第十四号とし、第二号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 前号に定める以外の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇 一の年度のうち十日の範囲内の期間

第二十二条第三項第一号中「休暇」の下に「のうち、一の年度において通算して十日を超えて療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇」を、「期間」の下に「（ただし、前項第二号に定める期間に引き続いて取得する場合には、九十日から当該期間において取得した休暇の日数を除いた日数の範囲内の期間）」を加え、同項第五号中「小学校就学の始期に達するまでの」を「九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に、「当該子の看護のため」を「次に掲げる場合において、」に改め、同号に次のように加える。

イ その子の看護を行う場合

ロ その子が在籍する学校等が実施する行事に出席する場合

ハ その子が在籍する学校等の全部又は一部が感染症の予防上必要があることにより臨時に休業となることその他これに準ずる事由により、その子の世話を行う必要がある場合

第二十二条第六項中「第二項第十一号、第十二号及び第十三号」を「第二項第十二号、第十三号及び第十四号」に改め、「であって、六月以上の任期が定められているもの又は六月以上継続勤務しているもの」を削り、同条第七項中「第三項第一号」を「第二項第二号及び第三項第一号」に改める。

（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）  
第二条 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（令和五年教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改める。

附則第二項及び第三項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。